

基発第0201006号
平成19年2月1日

全国中小企業団体中央会
会長 佐伯 昭雄 あて

厚生労働省労働基準局長
青木 豊

平成15年度及び平成16年度「解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期
解決に向けた取組のための促進事業」実施に関する監査について

標記事業につきましては、平成15年10月1日付け事業委託契約書第13条により平成16年4月8日付け委託事業費精算報告書を、平成16年4月1日付け事業委託契約書第13条により平成16年9月29日付け委託事業費精算報告書をいただいたところですが、今般、下記のとおり監査を実施することとしましたので、通知します。

記

- 1 監査を実施する日時
平成19年2月9日（金） 午前9時30分から午後5時30分まで
（正午から午後1時までを除く。）
- 2 監査を実施する場所
全国中小企業団体中央会（東京都中央区新川1-26-19）
- 3 監査を実施する目的
平成15年度及び平成16年度における「解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期
解決に向けた取組のための促進事業」の実施状況を明らかにするため
- 4 監査実施の根拠
平成15年10月1日付け事業委託契約書第12条及び平成16年4月1日付
け事業委託契約書第12条
- 5 監査実施方法
労働基準局職員を派遣し、関係帳簿書類等の確認及び貴会担当者から聴取を行う。
- 6 その他
本監査実施に関して具体的な事項については、別紙のとおりとする。

1 派遣職員

労働基準局監督課労働条件確保改善対策室

室長補佐 加藤 敏彦

特別対策係長 遠藤 光

2 準備していただきたい書類等

平成15年度解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組のための促進事業委託要綱第20条第1項に規定する書類等及び平成16年度解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組のための促進事業委託要綱第20条第1項に規定する書類等

3 その他

監査の状況によっては、更に自主調査をお願いし、又は、監査を継続することとなる場合があることを御承知おき願いたい。